

○犯罪の犯人が占有していたと認められる物件等の取扱いについて

(平成21年4月2日例規第65号)

犯罪の犯人が占有していたと認められる物件等を一般の者が拾得して署に提出してきた場合においては、拾得者の権利を保護するとともに、捜査活動の効率的な運用を期するため、次により取り扱うこととしたので通達する。

なお、犯罪者の置去物件等の取扱い要領について(昭和42年甲通達計ほか第25号)は、廃止する。

1 定義

この通達における次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 置去物件 原則として犯罪の実行された場所若しくはこれと密接な関係を有する場所に犯罪の犯人が置き去った物件であって、かつ、犯罪の犯人が犯罪の用に供した物、犯罪によって得た物、又は犯罪の犯人の占有に属する物で犯罪の用に供したものでない物であることを要件とし、後記(3)に該当する没収物件を除くものをいう。
- (2) 置去容疑物件 拾得物件のうちで、犯罪との関係が明らかでなく、かつ、拾得の場所、拾得の状況、物件の内容、物件の形状等により、犯罪の犯人が遺留したと思料されるものをいう。
- (3) 没収物件 刑法(明治40年法律第45号)第19条、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第41条の8、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第69条の3、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第36条及びたばこ事業法(昭和59年法律第68号)第47条第2項その他の法令の規定により没収することのできるものをいう。
- (4) 法 遺失物法(平成18年法律第73号)をいう。
- (5) 規則 遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)をいう。
- (6) 控書 規則第1条に規定する拾得物件控書で、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務(以下「システム」という。)で作成するものをいう。
- (7) 預り書 規則第2条に規定する拾得物件預り書で、システムで作成するものをいう。

2 拾得者等の権利の保護

- (1) 法及び民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより認められた拾得物件に関する拾得者又は施設占有者(以下「拾得者等」という。)の権利(法第27条第1項に定める費用を請求する権利及び法第28条第1項又は第2項に定める報労金を受ける権利並びに民法第240条若しくは第241条又は法第32条に定める所有権を取得する権利)を保護するため、置去物件又

は置去容疑物件については、一般の拾得物と同様の手続により拾得物件として受理すること。ただし、置去物件の場合で拾得者等が拾得物件に関する拾得者等の権利を一切放棄したとき又は拾得者等が法第34条各号に該当し拾得物件に関する拾得者等の権利を喪失しているときは除くものとする。

- (2) 拾得物件を受理する際には、拾得者等に拾得物件に関する権利を一切放棄するよう指示されたと受け取られることがないように配意し、拾得者等が拾得物件に関する権利を喪失しているときは、その理由を十分に説明すること。

3 置去物件の取扱い

(1) 置去物件受理の速報等

ア 受理者は、提出された物件が置去物件に該当する場合には、拾得の状況、物件の内容、物件の形状等を署事件担当課長及び署会計課長（代理指揮者）に報告し、その指揮を受けること。

イ 提出された物件について法第7条第1項に定める公告（以下「公告」という。）をする前に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき押収されたときには、公告をしないことができるので、報告を受けた署会計課長は、当該置去物件を公告することの可否について署事件担当課長に確認すること。この場合において、公告をしないこととしたときは、署会計課長は、受理者にその旨を連絡し、控書の備考欄に「公告不可」の字句を記載させるとともに、インターネットによる公表も行わないこととなるため、システムの公告区分を「対象外」にするよう指示すること。

(2) 置去物件の受理

受理者は、提出された物件を一般の拾得物と同様の手続により受理し、控書及び預り書の備考欄に「置去物件」の字句及び指揮を受けた署事件担当課長及び署会計課長の氏名を記入すること。この場合において、控書及び預り書の物件の引取期間は抹消すること。

(3) 拾得者等への説明

受理者は、置去物件等の認定基準（別表）により認定を行い、拾得者等に対して次に掲げる事項について説明した上で預り書を交付すること。

ア 当該物件が置去物件であること。

イ 物件の引取期間は後日連絡すること。

ウ 拾得物件に関する拾得者等の権利及び遺失者が判明したときの氏名等の告知の同意に関すること。

(4) 任意提出

署会計課長は、刑事訴訟法の規定に基づき、置去物件を領置するための

任意提出の手続を次により速やかに実施すること。ただし、被害者その他当該物件の返還を受けるべき正当な権利者（以下「被害者等」という。）が既に判明しており、直ちに法に定める返還措置を講ずることのできる場合で、かつ、捜査上支障がないと認められる場合は、法の規定に従い被害者等に返還することができるものとするが、返還を受けた被害者等から改めて任意提出を受け、これを領置することが必要となるので注意すること。

ア 任意提出書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第21号）を作成すること。この場合において、任意提出書の提出者処分意見欄には、「この物件は、遺失物法第4条第1項（施設における拾得の場合にあっては、第13条第1項）の規定により取り扱っているので、領置の必要がなくなった際は本職に還付してください。」の旨を明記し、事件終結後は法の取扱いに復することが可能となるようにするものとする。

イ 控書の備考欄に「任意提出」の字句及び当該任意提出日を記載し、控書の写しを3部作成すること。

ウ 任意提出書に当該物件及び控書の写し（1部）を添えて署事件担当課長に送付する。

エ 受領書（規則別記様式第8号）をシステムで作成し、署事件担当課から受領した刑事訴訟法第120条第1項の規定に基づく押収品目録交付書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第35号）、控書の写し（1部）及び任意提出書の控えとともに拾得物件払出証拠書に編てつすること。

オ 控書の写し（1部）は拾得物件受入証拠書に編てつすること。

カ 控書は任意提出拾得物件控書編に編てつし、事案完了の日まで保存すること。

(5) 遺失者への返還

署事件担当課長は、領置物件（任意提出された拾得物件。以下同じ。）の被害者（遺失者）が判明し当該領置物件を返還する場合には、署会計課長に連絡すること。この場合において、連絡を受けた署会計課長は、還付請書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第37号）を作成して還付を受け、次により処理すること。

ア 還付を受けた領置物件及び任意提出拾得物件控書編に編てつされている当該領置物件の控書に基づき、新たな控書及び預り書を作成すること。

イ 新たな控書の備考欄に「被害者返還のため還付」の字句を記載後、当該領置物件の控書及び還付請書（控）を添付して還付された月の拾得物件受入証拠書に編てつすること。

ウ 当該物件の遺失者への返還は、一般の拾得物と同様の手続により行う

こと。

(6) 未還付の処理

署事件担当課長は、不起訴処分又は公訴権が消滅して領置物件を保管する必要がなくなったときには、署会計課長にその旨連絡すること。この場合において、連絡を受けた署会計課長は、還付請書を作成して還付を受け、次により処理すること。

ア 還付を受けた領置物件及び任意提出拾得物件控書編に編てつされている当該領置物件の控書に基づき、新たな控書及び預り書を作成すること。

イ 新たな控書の備考欄に「領置物件還付」の字句を記載後、還付請書(控)を添付して還付された月の拾得物件受入証拠書に編てつすること。

ウ 当該物件の拾得者等に対して、新たな預り書を送付するとともにこれまでの経過並びに報労金及び所有権を取得する権利を有することとなった旨の説明をすること。この場合において、民法第240条又は同法第241条に規定する期間は保管し、期間経過後に拾得者等に引き渡すこと。

4 置去容疑物件の取扱い

受理者は、提出された拾得物件が置去容疑物件に該当する場合には、一般の拾得物と同様の手続により受理し、控書及び預り書の備考欄には「置去容疑物件」と記入し、物件の引取期間を記入の上、拾得者等に預り書を交付すること。この場合において、遺失者が判明したとき又は保管期間を経過したときには、署会計課長は、その旨を署事件担当課長に連絡すること。

5 没収物件の取扱い

受理者は、提出された拾得物件が没収物件に該当する場合には、署事件担当課長及び関係機関と連絡をとり、速やかに関係法令等の規定により手続をすること。

6 置去容疑物件として保管中の拾得物件が置去物件と判明した場合の取扱い

署会計課長は、置去容疑物件として保管中の拾得物件が置去物件であることが判明したときには、前記3(4)から(6)までの規定により取り扱うこと。この場合において、当該物件の拾得者等に対して、その取扱いを変更した理由及び引取期間は後日連絡する旨を説明すること。

7 一般の拾得物件として保管中の拾得物件が置去物件等と判明した場合の取扱い

署会計課長は、一般の拾得物件として保管中の拾得物件が置去物件、置去容疑物件又は没収物件であることが判明した場合には、前記3から6までの規定に準じて取り扱うこと。